平成２５年（フ）第４号
大津市大萱１丁目16番25―３Ｃ号、前住所京都市東山区宮川筋４丁目320番地１　グリーンサイド川端４Ａ
債務者　板谷　雄亮
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７号
滋賀県栗東市手原４丁目８番28―101号
債務者　西川利枝子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７号
滋賀県甲賀市土山町大野2136番地、前住所京都市右京区梅津東溝口町43番１　エクセルコート高辻西107
債務者　川口　未央（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
大津市南郷１丁目６番８号　太陽ハイツ６号室、前住所大津市南郷２丁目１番１号　南郷ハイツ501
債務者　田代　恭子（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
大津市坂本１丁目３番７号
債務者　十亀　和子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
兵庫県神崎郡市川町坂戸２番地の１　県営住宅市川坂戸鉄筋２―107
債務者　松岡　彩弥（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２９号
兵庫県加古郡稲美町北山151番地の１、従前の住民票上の住所兵庫県加古川市別府町西町５番地　エクセルパートⅡ―201号
債務者　山根　健治
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３４３号
広島市安芸区船越南２丁目20番３―302号
債務者　隅井　好子（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
山口県長門市深川湯本1257番地　湯本レジデンス308
債務者　村田　政美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第１４７号
福岡県飯塚市太郎丸581番地　レオグランデ天道Ｂ103号、前住所福岡県嘉麻市口春605番地２
債務者　福澤　忠久
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第３号
福岡県飯塚市大門223番地１　エスペランス105号
債務者　婦木　真弥
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第７３７号
北九州市八幡東区春の町３丁目２番21号
債務者　田盛　滿義
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７３８号
北九州市八幡東区春の町３丁目２番21号
債務者　田盛由紀子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４２号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目８番３―404号
債務者　福畠　智子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５号
大分県国東市国東町富来浦2117番地、申立前の住所埼玉県本庄市見福３丁目８番５号　アムール鈴木202
債務者　亀井　卓也
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第５０８号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目48番地３
債務者　坊野　俊幸
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５２３号
鹿児島県鹿児島市中央町５番地15　メゾンドゥ片平1106号
債務者　大重　博久
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係